

住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

(平成 29 年 4 月 1 日以後用)

(平成 年分)
令和

氏名 _____

提出用

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

Ⅰ 平成 29 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合

Ⅱ 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を平成 29 年 4 月 1 日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方のための『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書』を、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。

Ⅰ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	円
交付を受ける補助金等の合計額	②	
(① - ②)	③	
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④	
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤	
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%)	⑥	(100 円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。
なお、58 の金額や認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

Ⅱ 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項

共有者の氏名 ※共有の場合のみ書いてください。

居住開始年月日	⑦	平成 年 月 日 令和
あなたの共有持分 <small>※共有の場合のみ書いてください。</small>	⑧	/

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)
あなた又は同居親族の方について、⑨から⑪のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が 50 歳以上（同居親族の方の場合は 65 歳以上）	⑨	該当	同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名 ()
障害者（⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当	続柄 ()
要介護認定又は要支援認定を受けている (⑨又は⑩に該当する方を除きます。)	⑪	該当	
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑫	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑬		
(⑫ - ⑬)	⑭		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
※ 50 万円を超える場合に限りです。 ⑭ 又は (⑭ × ⑧)	⑮		
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑯		「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑮と⑯のいずれか少ない方の金額	⑰		
(⑰ × 10%)	⑱	(100 円未満の端数切捨て)	⑱の金額が 2 以上ある場合には、⑱の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑲	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑳	
(⑲ - ⑳) ※ 50万円を超える場合に限りです。	㉑	
㉑ 又は (㉑ × ⑧)	㉒	
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	㉓	
㉒と㉓のいずれか少ない方の金額	㉔	
(㉔ × 10%)	㉕	(100円未満の端数切捨て)

- 「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
- 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
- 「増改築等工事証明書」の「3(3)③エ 当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
- ㉓の金額が2以上ある場合には、㉓の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉖	円
交付を受ける補助金等の合計額	㉗	
(㉖ - ㉗) ※50万円を超える場合に限りです。	㉘	
㉘ 又は (㉘ × ⑧)	㉙	
多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	㉚	
㉙と㉚のいずれか少ない方の金額	㉛	
(㉛ × 10%)	㉜	(100円未満の端数切捨て)

- 「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
- 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
- 「増改築等工事証明書」の「3(3)④エ 当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
- ㉚の金額が2以上ある場合には、㉚の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉛㉞	円
㉛㉞に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉛㉟	
(㉛㉞ - ㉛㉟) ※50万円を超える場合に限りです。	㉛㊱	
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉛㊲	
㉛㊲に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉛㊳	
(㉛㊲ - ㉛㊳) ※50万円を超える場合に限りです。	㉛㊴	
(㉛㊱ + ㉛㊴)	㉛㊵	
㉛㊵ 又は (㉛㊵ × ⑧)	㉛㊶	
住宅耐震改修及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	㉛㊷	
㉛㊶と㉛㊷のいずれか少ない方の金額	㉛㊸	
(㉛㊸ × 10%)	㉛㊹	(100円未満の端数切捨て)

- 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
- 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
- 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
- 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
- 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ク 当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
- ㉛㊷の金額が2以上ある場合には、㉛㊷の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)

住宅耐震改修の標準的な費用の額	④	円
④に関し交付を受ける補助金等の合計額	④	
(④ - ④)	④	
※50万円を超える場合に限りです。		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④	
④に関し交付を受ける補助金等の合計額	④	
(④ - ④)	④	
※50万円を超える場合に限りです。		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	⑤	
⑤に関し交付を受ける補助金等の合計額	51	
(⑤ - 51)	52	
※50万円を超える場合に限りです。		
(④ + ④ + 52)	53	
53又は(53 × ⑧)	54	
住宅耐震改修、一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	55	
54と55のいずれか少ない方の金額	56	
(56 × 10%)	57	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧サ 当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

55の金額が2以上ある場合には、55の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

7 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (⑬+⑮+⑳+㉑+57)	58	円
---------------------------------	----	---

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。
⑥又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

(平成 29 年 4 月 1 日以後用)

(平成 年分)
令和

氏名 _____

控
用

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

Ⅰ 平成 29 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合

Ⅱ 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を平成 29 年 4 月 1 日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方のための『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書』を、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。

Ⅰ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	円
交付を受ける補助金等の合計額	②	
(① - ②)	③	
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④	
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤	
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%)	⑥	(100 円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。
なお、58 の金額や認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

Ⅱ 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

居住開始年月日	⑦	平成 年 月 日 令和
あなたの共有持分 <small>※共有の場合のみ書いてください。</small>	⑧	/

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合のみ書いてください。
あなた又は同居親族の方について、⑨から⑪のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が 50 歳以上（同居親族の方の場合は 65 歳以上）	⑨	該当	同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名 ()
障害者（⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当	続柄 ()
要介護認定又は要支援認定を受けている (⑨又は⑩に該当する方を除きます。)	⑪	該当	
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑫	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑬		
(⑫ - ⑬)	⑭		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
※ 50 万円を超える場合に限りです。 ⑭ 又は (⑭ × ⑧)	⑮		
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑯		「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑮と⑯のいずれか少ない方の金額	⑰		
(⑰ × 10%)	⑱	(100 円未満の端数切捨て)	⑰の金額が 2 以上ある場合には、⑰の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

○この用紙は
控
用
です。申告には、必ず
提出用
を使ってください。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑲	円
交付を受ける補助金等の合計額	⑳	
(⑲ - ⑳) ※ 50万円を超える場合に限りです。	㉑	
㉑ 又は (㉑ × ⑧)	㉒	
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	㉓	
㉒と㉓のいずれか少ない方の金額	㉔	
(㉔ × 10%)	㉕	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)③エ 当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

㉓の金額が2以上ある場合には、㉓の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉖	円
交付を受ける補助金等の合計額	㉗	
(㉖ - ㉗) ※50万円を超える場合に限りです。	㉘	
㉘ 又は (㉘ × ⑧)	㉙	
多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	㉚	
㉙と㉚のいずれか少ない方の金額	㉛	
(㉛ × 10%)	㉜	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)④エ 当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

㉚の金額が2以上ある場合には、㉚の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉛㉞	円
㉛㉞に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉛㉟	
(㉛㉞ - ㉛㉟) ※50万円を超える場合に限りです。	㉛㊱	
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉛㊲	
㉛㊲に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉛㊳	
(㉛㊲ - ㉛㊳) ※50万円を超える場合に限りです。	㉛㊴	
(㉛㊱ + ㉛㊴)	㉛㊵	
㉛㊵ 又は (㉛㊵ × ⑧)	㉛㊶	
住宅耐震改修及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	㉛㊷	
㉛㊶と㉛㊷のいずれか少ない方の金額	㉛㊸	
(㉛㊸ × 10%)	㉛㊹	(100円未満の端数切捨て)

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ク 当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。

㉛㊷の金額が2以上ある場合には、㉛㊷の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)

住宅耐震改修の標準的な費用の額	④	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
④ に関し 交付を受ける補助金等の合計額	④		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(④ - ④)	④		
※50万円を超える場合に限りです。			
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
④ に関し 交付を受ける補助金等の合計額	④		
(④ - ④)	④		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
※50万円を超える場合に限りです。			
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	⑤		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
⑤ に関し 交付を受ける補助金等の合計額	51		
(⑤ - 51)	52		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
※50万円を超える場合に限りです。			
(④ + ④ + 52)	53		
53 又は (53 × ⑧)	54		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧サ 当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
住宅耐震改修、一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	55		
54 と 55 のいずれか少ない方の金額	56		55 の金額が 2 以上ある場合には、55 の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(56 × 10%)	57	(100円未満の端数切捨て)	

7 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (⑬ + ⑮ + ⑳ + ㉑ + 57)	58	円	申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 ⑥又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
---	----	---	--